

令和5年7月28日

知財活用支援事業（権利化支援）

申請代表者各位

欧州単一効特許を指定時の支援について（通知）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、欧州統一特許裁判所（UPC）協定が発効され、欧州単一効特許（UP）制度の運用が開始されました。これを受け、皆様におかれましても欧州特許出願について、UP指定も選択肢の一つとしてご検討中のことかと存じます。しかしながら、知財活用支援事業（権利化支援）（以下、本支援）では、令和4年度以前はUPへの移行希望で申請を受け付けておらず各国への指定を前提とした支援となっております。つきましては、本支援がUP指定に対応していなかった令和5年3月31日以前に申請し支援が決定した欧州特許出願に限り、申請機関がUP指定をした際に発生した費用の一部を支援国数に応じ下記の通り支援します。UPC批准国ではない欧州各国への指定については適用されません。

UP指定の手続きは欧州特許庁（EPO）に対して行なうことから、契約書（合意書含む）記載の支援対象国「ヨーロッパ特許[xxxxxx-xxx-EP000]」として請求を受け付けます。契約書（合意書含む）記載の支援対象国へ個別に指定する場合の支援内容、請求方法に変更はありません。

なお、JSTとしてUP指定を推奨または非推奨するものではありません。申請機関の判断に基づき権利を取得してください。また、令和5年4月1日以降に申請し支援が決定した欧州特許出願について本通知は適用されません。

敬具

記

- ・対象案件：令和5年3月31日以前に申請し、支援継続中のもの
- ・支援基準額：1案件につき支援国のうちUPC批准国^(※)の数に100,000円を乗じた額
（※UP指定手続時点のUPC批准国とする）
- ・支援対象費用：UP指定手続きのために申請機関が支払った費用のうち、
支援基準額を超えない部分の費用（翻訳費用、代理人費用など）
- ・請求方法：「ヨーロッパ特許[xxxxxx-xxx-EP000]」として請求を受け付ける。
その他請求方法は従前のとおり

以上

本件に係る連絡先：

国立研究開発法人科学技術振興機構

知的財産マネジメント推進部大学知財支援グループ 大岩、志田（精算請求担当）

メール：kenri-seikyuu@jst.go.jp